

平成27年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成27年9月8日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 河野 龍二 | 委員 | 西岡 克之 |
| 副委員長 | 分部 和弘 | 委員 | 吉岡 清彦 |
| 委員 | 浦川 圭一 | 委員 | 竹中 悟 |
| 委員 | 饗庭 敦子 | | |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 中山 庄治

説明のため出席した者

建設部長 森 浩平

生活福祉部長 松浦 篤美

(都市整備課)

課長 松邨 清茂 課長補佐 山口 新吾

主任 山口 和樹

(住民課)

課長 西平 隆邦 参事 木島 和美

係長 相川 沙織 主査 荒木 啓二

本日の委員会に付した案件

議案第 48号 町道路線の認定について（現地調査含む）

議案第 59号 平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（現地調査含む）

議案第 47号 長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

開会 9時30分

閉会 14時34分

○委員長（河野龍二委員）

皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成27年度、第3回、定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第48号、町道路線の認定について、議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件をただ今より、現地の調査を行いたいと思います。

このままでよろしいですかね。

休憩に入らずに、いいですね。

じゃ、今から、ロビーの方に、行っていただきまして現地の調査を行います。

よろしく申し上げます。

現地調査、お疲れ様でした。

それではただ今より、議案第48号、町道路線の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

現地調査、お疲れ様でした。

町長の提案理由にもありましたように、ただ今から提案理由の説明をいたします。

議案第48号、町道路線の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の後に、町道認定路線詳細表、位置図及び町道認定路線図を添付しております。

路線図には、起点を丸、終点を三角で表示しており、幅員別に色分けをしておりますので、御参照ください。

本議案は道路法第8条、第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。

認定する路線は、榎の鼻土地区画整理事業に関する道路の21路線で、路線番号順に説明いたします。

路線番号17、西高田線、計画延長644メートル、計画幅員17メートル、路線番号1,301、北陽台中央線、延長595メートル、幅員12メートル、路線番号1,302、北陽台1号線、延長518メートル、幅員9メートル、路線番号1,303、北陽台2号線、延長147メートル、幅員9メートル、路線番号1,304、北陽台3号線、延長216メートル、幅員6メートル～9メートル、路線番号1,305、北陽台4号線、延長225メートル、幅員6メートル、路線番号1,306、北陽台5号線、延長222メートル、幅員6メートル、路線番号1,307、北陽台6号線、延長118メートル、幅員6メートル、路線番号1,308、北陽台7号線、延長191メートル、幅員6メートル、路線番号1,309、北陽台8号線、延長181メートル、幅員6メートル、路線番号1,310、北陽台9号線、延長231メートル、幅員6メートル

ル、路線番号1,311、北陽台10号線、延長101メートル、幅員6メートル、路線番号1,312、北陽台11号線、延長133メートル、幅員6メートル、路線番号1,313、北陽台12号線、延長764メートル、幅員6メートル、路線番号1314、北陽台13号線、延長258メートル、幅員6メートル、路線番号1,315、北陽台14号線、延長182メートル、幅員6メートル、路線番号1,316、北陽台15号線、延長62メートル、幅員6メートル、路線番号1,317、北陽台16号線、延長120メートル、幅員6メートル、路線番号1,318、北陽台17号線、延長91メートル、幅員6メートル、路線番号1,319、北陽台18号線、延長243メートル、幅員5メートル、路線番号1,320、北陽台19号線、延長43メートル、幅員5メートル、以上の町道認定につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、ただ今提案理由の説明を行っていただきました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この西高田線の、他は、団地内、区画整理内の幹線道路ということで理解をしておりますけども、この西高田線につきましては、都市計画道路ということで、一種、他の道路とは違うと思うんですけども。

ここで、用地買収等が発生すると思うんですが、この租税特別措置法の適用を受けることについてですね、この今の時点でのちょうど認定するというので、そこら辺は大丈夫だったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

ただ今の御質問にお答えいたします。

都市計画の決定を受けまして、認定を受けてますので、事業計画自体、成立しておりますので、都市計画道路の用地買収という形で、使用収益は受けられるようになっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体わかりました。

事業認定をもって税務署協議を済ましておくということによろしいですかね。

それとですね、そしたら、そこは理解をさせていただきます。

あと、この1,301番から1,320番について、この帰属を受ける予定の時期とで

すね、供用開始の予定の時期、もし大体、決めておられたら、回答をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

はい、お答えいたします。

供用開始の時期につきましては、今日現場を見ていただきましたとおり、道路ができておりますので、随時供用開始を行いたいというふうを考えておりますが、まだ、検査を行ってからということになりますので、検査が済み次第ということで御理解いただければというふうを考えております。

以上です。

はい、帰属につきましても、組合の方から帰属の書類等々をいただきましてですね、書類をいただきましてその後検査ということで考えております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

供用開始につきましては早々にやられるということでわかりましたけれども。

来年の3月までには少なくとも供用開始を済ましていただいて、翌年度の交付税の対象に是非、のせていただくようにということで、そういう判断を持ってやっていただきたいと思います。

お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今これ、確かに、我々も見てきたわけですが、これによって、町全体の路線数とか、総延長とか、これを加えることによってどう変化してきたのか。

そういったところをお願いします。

1級とか2級目だとしたらあると思いますけどもね。

それを。

○委員長（河野龍二委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

はい、現在の町道路線の延長が約200キロ、202キロありますので、その分に、今回の延長が5,285メートル、5キロ、約、追加されるので、207キロ程になってくると思います。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

質疑を行いたいので、副委員長と交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的なところで、まずお伺いします。

西高田線、これは、路線番号が17から始まっていますよね。

あと北陽台線は、1,003番台から始まっているということで。

この西高田線については路線番号の17というのは、この区分けがもともとどういふふうな形で、この10番台と、1,300台と分かれるのかですね。

ちょっとそこの、まずお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

はい、お答えします。

路線番号につきましては、1級町道と2級町道、それと一般町道ということで、町道の種類が3種類ございます。

それで路線番号につきましては1級町道が1番から順に付けさしていただいております。

2級町道につきましては、51番から順次付けさしていただいております。

それで、一般町道につきましては、100番から、3桁以上は、一般町道ということで、付けさしていただきまして。

今回1,300番ですから、1,300本あるということではなくてですね、郷別に一般町道自体郷別に数字をですね、分けて記載をしております。

今回につきましては北陽台でございますので、1,301番から順次に付けさしていただいたということでございます。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

あと、参考図で、ちょっと教えていただきたいんですが。

非常にこの14番の北陽台12号線、起点から、ずっとこう始まりまして、一度、ずっとこうなっているか、カーブをつなぎながら、終点までの②の中央線まで入っ

てるということで。

このいわゆる起点と終点を分ける基準というのはどういうものか。

例えばこの14番の路線は、起点から始まって、この団地の言わば、区域のところで1路線区切ってもよかつたんじゃないかなというふうに思うんですけども。

こういうふうな仕組みになった理由を少し教えていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

これはですね、町道12メートルの道路から外周道路ということで1区画14番というところで、1路線ということで考えております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

わかりました。

大体理解しました。

あまり、そういう意味では、この外周道路の場合は、もう1路線道路が交差しなければもうそれでつなぐという形で、考えていいんでしょうかね、その、ちょっとこう、そういうふうに分けられない、逆に分けられないという規定があるんでしょうか。

そこから辺が、もう一度、あればお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

その規定はございませんが、一応これは便宜上といいますか、外周道路であれば、1路線、他の方が聞きに来られた時に何号線というのがわかりやすく伝えられると。

建築確認とか、そういうのが来る時、場合がありますので、外周にあれば、これが地図が何枚にもなりますので、その分で1路線とした方が、説明もしやすいと、わかりやすいということで、今回行っております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと、細かく聞いて申しわけないんですけども、例えばその北陽台12号線の、先ほど私がちょっとしましたその起点からまず、ずっとこう山側をずーっと行って、途中で行き止まりなってますよね。

こういう場合は、通常町道が行き止まる場合は、回転場だとかそういうのが必要だと

というのが、以前からも少し伺ったことがあるんで。

こういう所にやはり回転場、図面上では、例えば、20と21については回転場があるようなですね、図の表示の仕方がありますけども、こういう場合は、回転場があるものなのか、必要ないものなのか。

そこをお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

ちょっと図面でちょっと説明さしてもらってよかでしょうか。

では説明させていただきます。

今の質問の分はこの部分だと思いますが。

現場この上の方は、山になっておりまして、宅地ができるような状態ではございません。

こちらの下の部分、ここは閑地になっておりまして、この閑地の分は1宅地として閑地としてお渡しをするということで、この部分についてはですね、ここを回転場として利用するというので、これ自体が回転場になっておりますので、この先に回転場ということではなくて、ここが回転場ということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少しわかるような感じもするんですが、通常回転場っていうのは、いわば、宅地だとか道路に面してる住宅の人だけが利用するんじゃないかと、例えばその他の車両が入った時もその回転できる意味で回転場というふうな形になってると思うんですけど。

ここは、幅員が6メートルでしたかね、その6メートルを使えば回転できるというふうになってるのか、1宅地っていうこの個人の宅地を利用することで回転できるというふうな話なのか。

ちょっともう一度そこら辺は、説明していただければお願いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

はい、すいません。

その三差路から西側の分につきましてはですね、今延長で20メートル以上ござい

ますので、その部分20メートル部分までにつきましては、車が入れるようにしてですね。

それから先につきましては、車止等を行ってですね、車が入らないようにしたいというふうに考えてます。

ただ、さきの区分につきましても、右側の方が、北側が山になっておりますので、管理用道路として必要ですので、道路としては、認定をします。

ただ車としては、その三差路から先20メートルまでのところで車どめをいう形で、安全性を確保をしたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野議員。

○委員長（河野龍二委員）

その土地のこの西側と言われました、この1番山側の形態がどうなってるかわからないんですが、車止めをすることでこの宅地の活用が難しくなるはということないですか。

その、結局20メートル、この交差点いわゆるT字の交差点から先は車止めで車を通常車を通させないというふうにする。

ただ、道路西側ですから、こっちが東側ですかね。

道路のこっち、下側の宅地を利用する、宅地に住まわれる人は、その車止めがあることで、この道路が使いえなくなるということですから、その辺の不便さはないんですかね。

再度お伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

この宅地につきましては、ちょうど東側の部分が、同じ北陽台12号線の部分、道路になっておりますので、その部分を利用して宅地内に入れる。

それから、西側の方にも先ほど申しました20メートル部分が道路として、車止めの部分がありますので、までの間の部分が20メートルございますので、その部分を利用して進入等々は可能、ということで、利用的には問題ないだろうというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと言葉で説明しにくいんですけど、その結局T字から、北陽台側に来る道路がもう宅地に全面面してるってということですね。

ただ、先ほど言われるようにあそこのT時での、から西側の方に行く部分については

全部車どめをしてしまうということですから、通常使えなくなるわけですかいいね。

車での通行はできないと。

いわゆる管理用道路ということ。

ですからそのこっちの道路は全くこの宅地を持つ人からも使えなくなるというふうな形でいいですよ。

ですから、この北陽台側に降りる、降りるっていうとおかしいですけども、この図面上から言うと、降りる方向の道路だけを利用してもらうというふうな形になるということですかね。

もう一度確認させていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

進入路としては、委員御指摘のとおり、そちらの方から移動していただくと。

ただ、あの、三差路から西側の方に20メートル、道路としては車では通れますので、車庫としては利用できるだろうというふうに、進入路としてはですね、利用出来るんじゃないかというふうに考えております。

利用できる、とは、利用できるのではないかなというふうに考えております。

20メートル、延長ございますからね。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

しばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

大方理解しました。

ただ、やはりその町道の管理道路で、特に、北東側といいますかね、この山側が町有地での管理をしていくという道路の活用ですと、やはりその、一般車両が、その地権者だとか利用者が使うという道路じゃよくないと思うんですよ。

そういう意味では、きちっと管理をしていただいて、対応していただくと、いうふうにしていただかないと、便宜上地権者の方の、もう誰も通らない道路ですから、いろんな形で使っていいですよというふうにならないというふうに思いますんで、そこは十分、管理していただくようお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

課長。

○管理課長（濱伸二君）

そこは町の方で管理してまいりたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、もう一つだけお伺いしたいのすけども。

⑤のこれは北陽台3号線ですね。

②の中央線は、団地内に入る道路として、公共道路というような形で理解はできるんですが、⑤のこのいわば商業系用地の中を通る道路ということで、ここだけ公共道路というような形ですね。

例えば、公共用地と言われている①番から北側の、①番というか西高田線から北側の用地の中の道路というのは、公共用道路というのが、今のところないわけですよ。

で、この西高田線から下側の、この商業用地と言われるところには、公共用道路があるということで、この道路を公共用道路というような形でした理由は何かありますか。ちょっとここ、図面上で分からないんですが。

例えばこの団地の形態が、団地というか造成の形態で段差があるだとか、そういうものがあるものなのかなと、ちょっとこれを見てて思ったんですけども。

ここを、この道路、公共用、いわゆる町道とするという理由は何かありますか。

そこをお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

図面を参考図、路線図の方、すいません、見ていただきまして、⑤番の商業系の中にある道路のですね、ちょうど⑤番で書いてあるとこの左側の白になってるところ、この部分につきましては、閑地でございます。

閑地につきましては道路を入れて、ですので、この部分につきましては、西高田線からちょっと接道ができないもんですから、この分については接道してやらんばやろうと、ということでこの分も入れると。

地区ぎりぎりの所にもですね、細長い閑地が、ちょうど⑤と書いてあるちょっと下のきにありますが。

これらについても閑地でございますね。

その部分も道路が必要ということで、その道路と道路を接合させて、この⑤番という北陽台3号線、この部分を設置をしたということでございます。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長と交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今ちょっとその⑤番の件で質問がありましたので、ちょっとお聞きしますけど。

幅員が6メートル～9メートルということで、これは形態的には、がくんともう狭くなる。

途中で絵ば見たら狭なっとうごとあつとですけど、そういうことですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

形態的にはがくんとなるんですが、途中、西高田線から途中までは9メートル、それから下の部分につきましては、6メートルということになります。

である、9メートルの部分については2.5メートルの歩道がつきます。

えっと、すいません、上、下言って申し訳ありませんが、道路から上の方に歩道がつきます。

2.5メートルのですね。

ですから、路肩等々も入れて、6メートル～9メートル、この3メートルの差がそうなるということでございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この道路については、バスの乗り入れ等は考えておられんとですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

ここの⑤についてはですね、バスの乗り入れは、今のところバス会社とも調整をせんばいかんと思いますが、今のところ、予定には入っておりません。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

はい、他に質疑はありませんか。

いいですか。

質疑を、終わってもよろしいですか。

大丈夫ですか。

では、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案通り可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

場内の時計で11時40分まで休憩します。

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次は、議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは平成26年度、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計決算について、御説明申し上げます。

それでは事項別明細書により、歳入歳出決算について、説明をいたします。

それでは歳入の部、6ページ7ページをお開きください。

1款国庫支出金、1項1目1節土地区画整理事業費補助金1億5,463万2,000円については、備考欄記載の上の段ですね、高田南土地区画整理事業費補助金、活力創出基盤整備総合交付金9,383万円。

それとその下です。

市街地整備総合交付金222万2,000円。

その下、地域住宅支援総合交付金、5,858万円でございます。

また、収入未済額としまして、8,587万円となっており、次年度の繰越事業となっております。

次に、2款県支出金、1項1目1節土地区画整理費補助金3,413万9,000円につきましては、補助対象事業費の10%相当分にあたります。

また、収入未済額としまして、2,263万2,000円となっており、これも次年度の繰越事業となっております。

次に、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金5億58万3,000円につきましては、補助裏の配分金でございます。

内訳といたしましては平成25年度繰越額6,490万4,000円と、26年度の出

来高分ですね、4億3,567万9,000円でございます。

また、収入未済額として1億5,736万8,000円となっており、これも次年度の繰越事業となります。

次に5款、繰越金。

1項1目1節繰越金、470万6,657円となっております。

これは平成25年度の実質収支でございまして、26年度予算へ計上したものでございます。

次に、6款、諸収入1項1目1節町預金利子として、4,587円となっております。

8ページ9ページをお開き願います。

7款町債1項1目1節土地区画整理事業債として、4,000万、いわゆる、都市開発事業債でございます。

以上、収入済み額合計7億3,406万5,244円、収入未済額としまして、2億6,587万円でございます。

続きまして歳出の部でございます。

10ページ11ページをごらんください。

1款土木費1項1目でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は課長以下6名分の手当でございます。

9節旅費、11節需用費につきましては経常的経費でございます。

13節委託料201万9,600円は、106街区造成計画設計業務118万8,000円と106街区3D作成業務83万1,600円でございます。

これらの業務は通称、道の尾公園の部分を、現在の山のままから宅地化した場合の費用及び具体的な形状を把握するために、3D画像を作って目に見えるような形で、造成計画っていうものを把握したい為に作ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては車借上の経常的経費でございます。

15節の工事請負費でございますが、附帯工事としまして、99万3,600円となっております。

これは仮設住宅裏の法面の伐採、16号線の排水改良、町道高田越中央線道路舗装の3件の工事でございます。

次に2目高田南土地区画整理事業費9節旅費11節需用費は経常的経費でございます。

13節委託料4億8,296万6,000円は、県へ事業委託した分でございます。

内訳といたしまして、平成25年度繰越額の1億2,413万円と、26年度の出来高執行額3億5,883万6,000円でございます。

尚、27年度への繰越明許費が、2億6,587万円となっております。

また、この県事業委託料に相当する事業箇所内訳につきましては、後ほど図面にて御説明を申し上げます。

次に、2款公債費1項1目元金23節償還金、利子及び割引料でございますが、元金

償還としまして、1億8,959万円となっております。

2目利子23目償還金、利子及び割引料は利子の償還金としまして、689万5,986円となっております。

以上、歳出合計7億2,579万1,948円、翌年度繰越額としまして、2億6,587万円でございます。

次に、14ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、先ほどの歳入総額7億3,406万5,000円から歳出総額7億2,579万2,000円を差し引きまして、827万3,000円となっております。

以上が特別会計の決算でございます。

委員長、主要な施策までいいですか。

はい。

引き続きまして、長崎都市計画事業長与土地区画整理事業特別会計かかる主要な施策の成果でございます。

内容といたしましては5ページをお開きください。

長崎県への事業の委託でございます。

決算額及び財源内訳としまして、11款1項1目13節の委託料の決算額を記載しております。

すいません、決算額の4億8,296万円の財源の内訳といたしましては、国県支出金1億8,877万1,000円、地方債4,000万、その他としまして2億5,148万9,000円、一般財源207万6,000円でございます。

事業の実績の内訳としましては、この後も図面で説明をさせていただきます。

内容といたしましては道路工事として、2億5,615万円、これは7件、行っております。

うち繰越は1件でございます。

宅地造成工事としまして、9,819万3,000円、1件、これは繰越でございます。

それと、測量試験費2,702万9,000円、補償費9,719万4,000円、その他としまして、440万でございます。

26年度末の事業進捗率は、前回もお話をいたしましたけれども、面的整備の面積だけの計算でございます。

道路整備としまして50.1%、宅地造成として54.4%となっております。

以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

はい、提案理由の説明を今いただきました。

質疑については、午後お昼過ぎから行いたいと思いますので、休憩は1時まで結構ですか。

13時まで休憩いたします。

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

午前中提案理由の説明いただきましたけども、あと図面に基づいてまた説明をしていただけないということなので、引き続いて、説明をお願いしたいと思います。

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは先ほど、予算書について説明をいたしますけれども、ただいまより、現場の説明を図面の方で山口補佐の方から説明をさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

それでは、平成26年度の工事のですね、執行状況について御説明をいたします。

ちょっと図面見にくいんですけども、まず図面の見方についての御説明をいたしますけれども、まず黒で図示をしているところにつきましては、過年度分ということで、既に工事が、もうあの、終了している箇所でございます。

それから赤でお示しをしているところにつきましては、26年度にですね、施工を終わらした箇所ということになります。

それから、そのうち、この青でお示しをしているところにつきましては、26年度中にちょっと工事ができなくてですね、終わらなくて繰越をしたという箇所でございます。

件数でいきますとですね、全部が8件ありますけれども、そのうち、2件がですね、繰越をしております。

それから、補償物件につきましては、高田中学校の前あたりのですね、建物の補償ということで、全部で8件の、移転補償を行っております。

それでは個別に御説明をいたしますけれども。

まずこの高田線ほか、1線ですね、視聴障害者誘導表示設置工事ということで、こちらの、JRはここにこう走っておりますけれども、それに沿いまして、高田線というのがあるんですけども、県道の長崎多良見線ですね。

そちらの整備ということで、視聴者誘導、通常の点字ブロックですね、あれを設置をしております。

OKホームセンターの前あたりからですね、こちら側の長崎市の光晴会まで、それからこちらの高田越線ですね。

こちらを、点字ブロックを設置をしております。

それから、45号線。

先ほど現地でも回りましたけれども、区画道路45号線他、道路改築工事ということで、116メートルの整備を行っております。

それから、こちら。

こちらも現地で確認をいたしましたけれども、道の尾駅前線道路改築工事ということで、91メートルの整備を行っております。

それからこちらですね。

これはここにトンネルがございますけれども。

トンネルの下から登ったら右側にですね、公園があるんですけども、その近くの区画道路ということで、区画道路30号線、道路改築工事ということで、215メートルの整備を行っております。

それからこちらですね、高田越中央線ほか道路舗装工事、面積では2,079平米ありますが、こちらの高田越中央線のもので、トンネルを出た所のもので、舗装工事を、実施しております。

それから、こちらの三千隠線道路改築工事ということで、エルの79メートルの整備ですけれども、これはこちらが水源地になりますけれども、水源地の北側になります、そちらの整備ということで、工事を行っております。

それから、建物移転保証につきましては8件ということになっておりますけれども、その8件につきましては、こちらに高田中学校がございますけれども、その下の移転補償ということで、合計8件の補償を行っております。

あと青でお示しをしてる分にこのつきましては繰越ですけれども、これにつきましては、70●●ですね、4街区の道路築造ということで繰越行っておりますが、これが土量的には5万1,910立米ということで、土量の5万1,910立米ということになっております。

こちらのは造成工事や繰越しを行っております。

それから同じくこの三千隠線道路、改築工事ということで140メートルの分の、区間につきましても、繰越工事ということになっております。

以上簡単にですけれども、説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

議案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

歳出のところの10・11ページの中の、測量設計委託料のところ、先ほど3Dで何かされたという御説明があったんですけども、そこを詳しく教えていただきたいのと、この不用額が結構な高額になってるんですが、この不用額が高額になっている理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどの3D画像を作りましたという説明なんですけど、ちょっと、図面の方で説明させていただいてよろしいですかね。

3D画像をちょっと作ったっていう理由はですね。

今の工事のあり方がちょっと長きに渡って工事をしてると。

それで、何とか早く終わらせないかっていうのも一つ、私来てからちょっとあったんで、ちょうど残ってる工事の、後残りが、ここ2個なんですね。

で、ここの真ん中に、通称道の尾公園っていった所があるんですけども、ここは現存の山のまま残すという、これが今、高田南の計画でございます。

しかもここは公園ではなくて、保留地なんです。

保留地っていうことは、売って、お金にして、でそれを、事業費に充てる、ていうのが保留地なんですけれども、この形状でいけば、多分ここは、保留地のまま売れないだろうと。

約2万平米近くあるんですけどもね。

で、ここを、今、工事がまだ今ここ、ここら辺までちょっと大方終わってるんですが、人が張りつく前に、この山も一緒に切り落とせないかっていうのを検討しました。

これは、保留地ですのでお金に変えたい。

それと、ここを切ることによって、今の工事が、公共工事で道路を作っていきますんで下から順番に少しずつ少しずつ、こういった感じの工事になっていくんです。

1年間の予算の中でしていけば。

ところが、ここ榎の鼻の開発見ていただければ、民間は多分上からもう切っていくと。

ガンっと切っていくって、道路を築造をしていって区画道路を築造していって宅地をつくっていくと。

この手法が取り入れられないかっていう形で、ここの山を切ったら、どんなふうな形になるんだろうと。

それともう一つはここを切った後に、この土地を一括して処分したいわけですね。

そうなったときに、今度は、図面上ではなかなか山を切ったところで、形状が見えないんです。

図上では。

だから、ここで3D画像を作って、民間の事業者でもいいですので、こういった形なりますけども買いますかとか、そういったところの材料にはならないかなと。

もう一つは、ここにいっぱい擁壁が沢山こう出てくるんですよ。

小さい擁壁が。

そこもあわせたところで3D画像で確認をすると、ここの形状ちょっとおかしいよねとか、そういったところに、實際上、気がつくところがございます。

そういったところも欲しかったんで、とりあえずこの山を切った3D画像ともう一つ、ちょっと広くしたこの3D画像を合体しまして、今3D画像で、どんな状況になるか施工前、切り落とした後、その3Dを作りたくて、ここはちょっとつくっていました。

これは今ここを工事するなら、上から切るならば、今しないと、住宅が張りつく前に、ここを切り落とさなくてはいけないんです。

だから、ちょっと急いで作ったというのが現状でございます。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

それでは説明いたします。

不用額につきましてはですね、当初、500万の予算を計上しとったんですけれども、実際に今回、3件、実施をさしてもらいましたけれども、当初見積もった金額よりもですね、安くなったということで、執行残、ちょっと額的に大きいんですけれども、執行残ということで、今回不用額ということで、計上させてもらっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その不用額のところ、最初の見積もりが高過ぎたということで理解していいのかっていうところと、今御説明あったその3Dなんですけれども、それを使ってその保留地をなんか民間に買ってほしいとか言われていたと思うんですけども。

その部分も民間にこういうところですよと公表をされてるのですか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

まだ民間には説明はしてないです。

何でかと言ったら、まだそこを、果たして切れるかどうかというのも、まだ確認がとれてないんです。

どうしても事業量がかなりの事業費になってしまうんで、そこに踏み切らないと、営業に回っても、そこができなかったら、売ることができない。

だから、今予算措置等を考えながら、財政的町に与える財政的な面、どんぐらいの負担になるか。

ていうの、現在、検討中ではあります。

○委員長（河野龍二委員）

申し訳ないです。

進め方を事前にお願ひしておけば良かったですけど。

とりあえず歳入の方からですね。
いや、いいです。
そこを指摘してなかったんで。
歳入の方からあれば進めていただきたいと。
ですからページを追っていきましょうかね。
まず、6ページ7ページのところで、質疑があればお願いしたいというふうに思います。
質疑ございませんか。
じゃ、歳入全般、8ページ9ページまで含めて、質疑はありませんか。
よろしいですか。
なければ、もう全体的に、歳出も含めて、質疑をお願いしたいと思います。
分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

11ページですね、4の共済費の中の公務災害補償基金負担金ですけども、現在まで公務災害があつてるのか、ないのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

共済費の中の公務災害補償基金負担金の話でございますけれども、1、うちの方で今聞いている、高田事務所の方の事業でも、公務災害はあったというのは聞いておりません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私は、そしたらまずあの、歳出の6ページ7ページのところで、保留地処分金が1,000円ということで、存目計上してる部分ですよ。

されてないということで。

現在26年度。

歳入です、申し訳ない、6ページ7ページ、歳入ですね。

で、26年度末での保留地というのはどれくらいあるんでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

はい、回答します。

27年度末の時点で、保留地処分金として、歳入が上がる前提で町の方で、売却の広報をかけている保留地というのが1区画、あります。

場所は高田南の3街区といいまして、高田南で北部の方から九電さんの変電所が長与インターの出口の付近にあるんですけども、あの近くにありますが、保留地をですね、今、現在、売却に向けて協議を行っているところなんですけれども、そこが約100坪、300平米ほど一応面積があります。

あと、今年度でいえば、あともう1件、今日ご覧いただいた道ノ駅前付近なんですけれども、これは一般公募ではなくて、付け保留地という形で、地権者さんの方にお買い求めいただく保留地というのを約30平米ほど、今年度は売却する見込みになっておりますので、27年度としては、その分の金額が、この歳入に上がってくる。

26年度は、売却がありませんでしたので、一応このような形の歳入になっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

すいません。

さっきの回答の中で27年度末って言って、26で違うんですかね。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、先ほどの回答の中で27年度末っていうのではなくて26年度末でございます。多分河野委員さんが聞かたいのは、今までどれだけの保留地を処分したかっていう話、ではなかったのかな。

26年度だけではないんですね。

ですよ。

意図としたら今までどれだけの保留地を処分したかっていう話でございます。

保留地は平成7年度から現在までこう保留地、毎年処分してきたところがございますけれども、1番最後は先ほど言った26年度のところですけれども、23年度が、主な保留地が、売れた件数でございます。

23年度までの件数が92件で、1万2,963平米の売却をしております。

金額的に言いますと、1億2,430万ほどの保留処分金は、歳入ではあっております。

ごめんなさい、12億4,383万円。

桁を間違えました。

失礼しました。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。

後、歳入の方ですね、その町債ですね、土木債、区画整理地域開発事業債ということで、資料もいただきましたが、まずは、名称の備考の名称が、頂いた資料は地域開発事業債。

備考で説明では、都市開発事業債ということになってるんですけども。

これどちらが正式名称なのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在は地域開発事業債っていうのが正式名称でございます。

こちらの決算書につけてるのが、修正が終わってない、以前は、都市開発事業債という名称で、ずっと引き続きこうしてって、今現在は地域開発事業債になってる。

ということでございます。

で、内容は同じでございます。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

この地域開発事業債ですが、内容は同じというふうに言われましたけど、その内容を少し詳しく、その事業に対するどれくらいの起債割合があるのかですね。

それとあともう一つ、決算の時に聞いていいのかわかりませんが、今後、この事業債の、事業そのものが、少し変更になりましたんで、その予測が立っているのかわかりませんが、最終的に借り入れる金額がどれくらいになるのかですね。

あれば少し教えていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

はい、地域開発事業債のまず概要について、こちらからお答えいたします。

地域開発事業債については一応大まかに言えば、区画整理事業の資金計画上の歳入に、先ほど課長の方からも説明がありました保留地を売却して事業費に充てるっていうことでの、保留地処分金という項目があります。

ただ保留地処分金自体はですね、当然保留地を作らないと、土地を売らないと、実際の歳入っていうのは入ってこないんですけども、まずその保留地を作る、事業を進めるために、まず現金といいますか、事業費が必要になりますので、資金計画上これだけ保留地処分金で歳入を計画上受け入れることにしてますよ、という金額を上限に借り入れを行う、いわゆる保留地処分金を前借りを行うような形で借り入れる起債事業になります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

何か、他に答弁ありますか。

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうするとですよ。

再度お伺いしますが、保留地に相当する金額が全て、起債として受けられるのか。

と、もう一つは保留地の予測が立ってるならば、全てが全て保留地の分を借りるかどうかは別問題かもしれませんね。

事業の進め方で保留地が計画的に売却できればわざわざ借りる必要ない部分もあるのかもしれませんけども。

そういう意味では最終的に、この事業債を借りる総額というのは、まだ今のところはっきりしてないのですかね。

ちょっとそこら辺を再度お伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

お答えいたします。

ちなみに、今のところ、その高田南区画整理事業の資金計画上、保留地処分金として、歳入、収入を考えております額が、46億7,800万という金額を保留地処分金として、事業計画書上に明記をしているところですが、26年度末までの借入額が、26年度末時点で39億9,900万、借入をしているところです。

差し引きをすれば、残り6億7,900万ですか。

計算上はですね、借入の満額から現在の借入額を差し引けば、その程度一応借入ができる計算になっているんですけども、当然、どうしても保留地処分金という金額、ある程度、現在どうしても土地の価格等の下落しているところでもありますので、確実にこの満額、残りの保留地を売却した際に、これだけの金額が確保できるかどうかという問題もありますので、少なくとも今年度の時点では、借入を行っておりません。

27年度ですね、今回26年度までは、借入をしてるんですけども、27年度については、返済の見込み、具体的にその、明らかに足りないとか返せないとか返せるとかいうところではないんですけども、今のところは、27年度でもう借入を行わないということで、措置を行っているところです。

以上です。

○都市整備課長（松邨清茂君）

追加で御説明申し上げます。

ほど、説明が、すいません。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほど説明をいたしますけれども、どうしても長くなると、右肩上がりに土地が上がっていけばよかったです。

ところが、ここ数年来、ずっと、もう下がってきてます。

計算上は46億とかそういった金額で保留処分計算されてますけども、現在ではもうそこまでもう到達しない。

だから、いつも河野委員さんが言われるとおりの、早く終わらせられることはできないかって、ここに尽きるんです。

だから、先ほどちょっとお話をしましたけれども、最後に残ってる工区の所を何とか早く終わらせて造成を完了させて保留処分金を生み出したい。

だから、何とかうちの方も早く終わらせて、地域開発事業債もあんまり借金しなくていいようなところで、事業を今進めておる次第でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長と交代します。

○委員長（河野龍二委員）

はい、他に質疑はありませんか。

なければ、質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長交代いたします。

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今度は歳出の方ですね、伺いたいと思いますが。

この中の1目の15節の工事請負費ですね。

土地区画整理附帯工事費、これについてはですよ。

どういう質問していいか、一つは、この附帯工事については、補助対象、起債対象の工事じゃない、というところをちょっと一つ確認させていただきたいと思います。

どういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

この附帯工事のこの3件につきましては、補助対象外の工事となっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ここも26年度末までに、いわばどれくらいの工事があったのかですね、あれば少し、お知らせしていただきたい。

金額的な面だけでも結構ですけど。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

その工事請負費のところだけの集計はしてございません。

申しわけございません。

ただこの項目をつくった理由といたしまして、高田南で今、県事業としてこうやっております。

ところが緊急にしなくてはいけないという工事がどうしても出てくることがあります。例えば、今回のように、仮設住宅の所の裏山をちょっと伐採してくださいとか、その周りの所の側溝が詰まってるけんがどうかしてくださいとか。

そういったところに、緊急的に対応できるように、この工事費は単独で組み込んでおります。

ただ、今言われたとおり、集計の方は誠に申しわけございませんけれども、この科目だけの今までの集計というのはしてございません。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それはどう考えて。

例えば、一般会計の中で、対象できる分だとか、その土地区画整理事業会計の中で、対応する分だとかってというのは、もうやっぱり敷地内は全部、この附帯工事費で対応するというふうになってるんでしょうかね。

そこ再度お伺いします。

○副委員長（分部和弘委員）

課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今の質問の中の、ちょっと要件の中に、どうしてもあの、今現存するのは、町道とかですね、そういった所なんです。

たまたまあそこが高田の区画整理事業地の中でありまして、工事がもう少しで始まるところとか、そういったところの区分けがちょっとできなくて、多分この項目はその当時、いつ始まったか、ちょっと申しわけないんですけど、わかりませんけれども、この緊急的な対応という形で、普通、管理課がするとか管財課がするとか、そういったところではなくて、すぐ対応できるように、特会の中のこの工事費の中で組み込んだって

いう形でございます。

これは一般会計の方でも、別に事業的することは同じなんです。

ところが、ここが高田の区域の中ですので、ここの高田の区域の中で限定して使うというのが、この項目のところの工事請負費だと考えております。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

以前から、この区画整理事業費は252億の総額がかかると言われてましたよね。

こういう附帯工事そのものは、その総額の中に入ってないわけですよ。

ですから実際、この区画整理事業費にかかる費用というのが、そういう意味では、差が出てくるというふうな気がして、ずっとそういう感じがしてたんですけども。

ですから、よく区画整理事業費、事業にかかる費用は252億ですよというふうなのは、そういう説明はあっても、実際かかるお金は違うんじゃないかなというふうに感じてたんで。

そうなってくると、この区画整理事業に係る費用、総額というのは変わってくる、こういう部分が含まれるとね、変わってくるんじゃないかなと。

そこら辺がよく見えないところですね。

だからこのいわゆる工事請負費、あくまでも緊急性だとかいろんな部分があるにしても、事業内であれば、そういう対応すべきじゃないかなというふうにちょっと感じてたんですけど。

ですから、この附帯工事でやる区分けというのは、じゃどこまでが附帯工事、先ほど言われたちょっと緊急性だとかそういう部分で。

あくまでもその道路を築造したりだとか、造成をしたりだとかっていうふうな部分というのはもう全く含まれてないというふうな形で確認させてもらってよろしいですかね。

○副委員長（分部和弘委員）

課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、河野委員さん言われるとおりに、トータルの工事、要は工事が終わったら、パンフレットなり作って、この総事業費何ぼですよっていう、パンフレット作るんですけども、当然この中、今のところでいけばこの金額というのは、算入されてません。

だから、今言われてる通り、100万の10年ずつかかっていけばもう1,000万。これが見えないところにかかると。

そういったところを申しますと、他にも高田南の工事費だけが事業費じゃないんです。

この方の決算の方にも乗かかってるとおりに、当然そこに配置している職員とか、そういったところの手当ても当然、総事業費の中に入れてもいいのかなと思うんですけども、とりあえずその工事っていう、要は補助対象事業、幹線街路水路、宅地造成擁

壁、こういったところの主な工事ですので、計算上はそういったところでしか、もうお出しをしてません。

だから、どこでとめるかっていうのも一つあるのかなと思います。

以上でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

改めて確認させていただきたいんですけど、この附帯工事というのは、あくまでも、じゃ、その事業所区画整理事業内の道路を作ったりだとか、造成をしたりというのは全く使われてないと。

あくまでも、そこに、関係する事業に対して、事業というか、その事業を行う上で、あくまでも必要性が生じたところで、こういう附帯工事という形で挙げておられるというところで確認させてもらっていいですかね。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

そのとおりでございます。

本体の工事とかそういったところはもう補助対象事業とか、そういったところで工事をしてます。

だからもう緊急的にとか、形状的に草刈りをしなくてはいけないとか、その工事に入るまで、補修ができないけんがっていうところのちょこっとした、工事とか、そういったところでございます。

もう、維持補修的なところでございます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、了解しました。

あとですね、その県の事業委託料の中に含まれるのかな、とも思うんですが、やっぱり未だに移転されてですね、仮住居で生活されてる方がいらっしゃるわけですね。

ここが、26年度では、何世帯の移転補償費っていいですか、その仮住居の賃借料ですね、がどれくらいになるのか、質問したいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

建物ですね、補償の戸数ですけども、全体でですね、257戸ですね。

の補償の件数となっております。

そのうちですね、完成するというので、26年度末の数字でいきますと、243戸が完成をしているということで、残戸数につきましては、あと14戸ということになっております。

それとあと移転補償費になりますけれども、全体でいきますと、予定としましては、

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

戸数まではちょっと把握はしてたんですけれども、ちょっと金額のほうはですね、最終的な積み上げは、ちょっと今手元にございませぬ。

申し訳ないです。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、この14戸で1番年数が長い方が、何年いらっしゃるかですね。

14戸ですから、できれば14世帯の年数を教えていただければというふうに思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

お答えいたします。

今の高田南の補償を、家屋の移転補償を受けられている方で、最長で仮住居期間のお願いをさせていただいている方で、最長16年目、という方が1番長く追加補償の補償費をお支払いしている方になります。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

16年目が何戸か、できればもう14世帯ぐらいですから、それぞれ年数を教えていただければと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

はい、すいません。

その先ほど、この今回のお尋ねの件数なんですけれども、その仮設住宅に入られている方の件数になるのか、今仮住居用の補償、仮設住宅に限らず、民間のアパート等で仮住まいをされている方等もおられますので、そのあたりも含めての数かすいません、ち

よつと確認をお願いします。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

仮設住宅と民間の住宅も含めてですね、まだその移転先で、戻って来られてない方の、移転補償で。

移転先で住宅を構えてる方はもう既に戻ってくる気がないと思いますんで。

戻ってくる気がないと言ったらおかしいけど、戻る意思がないのかなと思うんで、まだ仮住居で住まわれてる方の世帯が何世帯なのかと。

あと、その最長で16年という、先ほどお話しした14戸というふうな数字が出たんですね、14戸かなと思ったんですけども。

そこ違ってればまた、数字を改めてお願いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

それでは、回答いたします。

まず先ほど申しあげました14戸の戸数ですけれども、こちらちょっと戸数の訂正をさせていただきます。

先ほど14戸は、あと残り何世帯、補償を受ける対象の世帯がおられるかっていうことで、あと14件の補償ということで申しあげた数字です。

今の手元にあります平成26年度、ちょっと当初の資料になるんですけれども、当初の段階で、高田南今回の事業の方で、仮住居費をお支払いをしている世帯が21世帯あります。

すいません、ぱつとそれぞれの方が今何年目何年目っていうのを取りまとめておりませんでしたもので、この場できれいに数を申し上げるのが、カウント等させていただければとは思うんですけれども。

最長で15年経って16年目であるっていう方がですね、21のうち、3件が最長の16年目という補償を受けておられます。

その後は、11年目になられる世帯が、4件ですね。

10年目になる世帯が1件、8年目になる世帯が1件、4年目になる世帯が1件、すいません、6年目です、すいません、訂正します。

6年目、今4年目と申しあげた1件は6年目になる世帯が1件。

4年目になる世帯が、4件。

3年目になる世帯が6件。

残り1世帯が2年目になる世帯になります。

すいません、ちょっとばらばらとわかりにくかったですけれども、以上で21件にな

ります。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最長で既に16年経ってる方がいらっしゃるということで、以前も、本会議の中で、全体的な、事業の遅れの分も含めて、説明会なんかがですね、求められたりしてました。

現在、この人達だけじゃないにしても、こういう長期間離れてる方は、じゃいつ戻れるのかっていうふうなですね、不安を抱えてるというふうに思いますんで、26年度において、この方とのこの協議、事業の遅れ等々の説明会なんかがされたのかですね。

その辺をお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

お答えいたします。

個別、ないし、仮住居お願いしております方々についての説明会っていう形での説明会っていうのは、行っておりません。

で、あとこの仮住居補償、毎年更新の補償契約っていう形で契約を結ばせていただいておりますので、その契約を結ばせていただく際に、お会いするなり、連絡をとってですね、お話をさせていただく機会がありますので、その中で、当然仮住居お願いする皆様ですので、いつ頃戻れるとやろうねっていうような話とか、工事の進捗についてお尋ね等ありますし、こちらから御説明させていただけることもあります。

そういった個別に契約等と手続の中でお会いする際にですね、説明はさせていただいているという形になっております。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その際にですね、例えば、いわばその換地の部分で、現在地にしか戻りたくない。

じゃなくてですよ、例えばその造成、既に整地ができてる所にでも、戻ってもいいっていうような話はないんですかね。

これがちょっと許されるのかどうかよくわからないんですけども。

たまたまそういうちょっとお話を聞いたことがあったんでですね。

そういうのは、もしあれば、対応できるんですか。

例えばその現在地、自分の居た所がまだ工事が終わらないと。

既に、造成がされてる土地があると。

いわばそちらでも構わないよというふうな部分ではそちらに替地するっていうのが、できるものなのかどうなのかというの、ちょっと確認したいんですけども。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今言われているのは可能です。

可能です。

ただ、現在は今、見てのとおり、保留地がございません。

で、今河野委員さんが言われてるのは、保留地があって、まだ換地ができてない、ここまでちょっともう5年も6年かかりますよ、ならこっちに保留地がありますけんが、こっち側はどがんですかっていう話をして、ここからこちらへという形で、仮換地指定の通知の変更とか審議会を開いてそこで認められれば、それは可能です。

ただ、従前の指数、要は、その方が持っている土地の評価の点数と、でき上がった宅地、当然保留地として作りますので、その人専用には作ってませんので、その指数が合わない。

近くになからんと困るわけです。

例えば、換地で100坪しか貰えない人が、保留地が150坪の所がありますよと。

同じ評価であれば50坪足りないんですね。

この分の50坪を金額を払っていただければ換地プラス、保留地っていう形では、こちらに飛ぶことは可能です。

ただ現在では今保留地がちょっとありませんので、今、行うのはちょっと不可能だと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。

あとですね、主要な施策の説明の中でですね、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

25年度の決算のときの主要な施策の説明書では、この年の説明書の中に、進捗いわゆる事業進捗率、っていうところで説明をいただいております。

この時はですね、仮換地予定が94.6%だとか、幹線道路延長64.8%、地区道路延長42.5%、宅地造成53.9%と、いうふうに説明を受けてられるんですけども、今度の主要な施策の説明ですと道路整備と宅地造成だけに分かれていますよね。

これ、以前も時々お伺いした時には例えば、河川だとか公園だとかっていうふうな形で区分けして説明をさせていただいたことがあるんですが、この、こういう分け方も今でも可能なんですかね。

可能であれば、各工事種類といいますかね、分けられる範囲で、その進捗状況を説明していただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

それでは現在把握しているところですね、御説明をいたしますけれども。

まずは河川、水路につきましてはですね、延長がですね、全体で60メートルございますけれども、進捗率については100%ということで、現在、全て完成をしている状況でございます。

それから、公園、緑地につきましてはですね、全体で1万、計画で、1万7,111平方メートルある、ですけれども、その中で完成している面積につきましては7,057平方メートルということで、進捗率につきましては41.2%ということになっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

せっかくですので、この主要な施策にあります道路整備の総延長と完成メートル、完成キロですかね。

と、宅地造成の、総面積と完成面積もお願いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、それでは先ほどの道路築造についての進捗率の50.1%についての内訳を説明をさせていただきたいと思います。

道路築造で都市計画道路高田線、高田越中央線三千隠線、道の尾線、道ノ尾駅前線、同高田線、釜田線、あ、釜田線はないんで、高田小学校線、このトータルで1万8,401メートルが計画延長でございます。

完成してるのはそのうち、9,219メートルが完成しております。

それと、道路築造でございます。

計画では32.1ヘクタール、の計画で現在完成してるのが17.5ヘクタールでございます。

都市計画道路の細部までいりますでしょうか。

計画の面積は32.1ヘクタール、宅地造成ですね。

すいません、宅地造成が32.1ヘクタールで、出来上がってるのは17.5でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後に、ちょっとお伺いします。

平成29年度までの完成が平成32年までに延長されるということで、先ほども言いました総工事費は、このいわゆる工事費として252億数千万だったと思うんですけども、現在のその延長した総工事費、いわばその事業費ベースの進捗率も、今度の決算の関係で下がったと、監査意見書の中にも、事業費が増えたというふうな形で説明があったんですけど、その事業費そのものが私聞いたのかどうかちょっともう記憶にないんですね、改めて総事業費が、幾らになる予定なのか、最後に伺いたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在の総事業費でございます。

これは昨年度、実施計画の見直しをしまして、工事の期間が平成32年度までという形で、御説明を申し上げます。

その中の総事業費でございますけれども、今、32年度までの総事業費では、281億3,000万、が総事業費でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長と交代します。

○委員長（河野龍二委員）

はい、引き続き、質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先ほどね、3Dの話が出ましたね。

その中で、要は、公園を切って、という話がでましたけど、それは具体的に事業変更して、今から進めていくというふうな方向でもっていこうという計画をしてるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

はい、松村課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

あくまでも、先ほど、道の尾公園、通称道の尾公園の所を切るっていうのは、あくまでも保留地でございます。

町が売却できる保留地でございます。

だから事業計画の変更には伴わない、何故かと言いましたら保留地のままなんです。

今も保留地です。

出来上がるのも保留地です。

だから、そこを売れるように切り取るっていうのは、事業計画の変更にはあたらないとは思っています。

ただし、どうしてもそこを切るためには事業費がやっぱり出てきます。

これをどうするか、町単費の中で保留地ですので、今まで、山のまま、今の現存のまま残すっていう形で、高田の区画整理がいつまでか。

だから、保留地は保留地で、すみ分けは変わらないんですけども、その保留地の形状をどうするかっていう話でございます。

どうしてもその保留地となると、保留地処分金の中にお金を入れ込まないと、需要費がちょっときつい。

というようなところがありますんで、事業計画の見直しっていうところまではいかないのではないのかなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いやね、事業計画、その事業の変更ということは当然●●、公園もそのまま、既存のまま置いとくというのが今までの計画であって、それを結局3Dによって、平坦にね、その●●見せて、そしてその、俗に言えば、その切り取った泥をどこ持って行くか知らないけど、そういう計画があるか、あるとすれば、資金大綱とか、やっぱりお金の分が出てくるわけですよ。

すごい金がね。

だから私は変更にあたるんじゃないかなという気持ちが、あるので。

同じ保留地規模と僕もよくわかってるんだけど。

要はそれをするためには継続の変更が随分出てくると思うんですね。

これ単年度継続でやろうとしてるんでしょうけど、その可能性はあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

ちょっと時間かかって何ば言おうか忘れて。

確かに今竹中委員さんが言われるとおり、例えば、今の所が、道の尾公園という公園でした。

それを宅地に切り替えて保有地にします。

これは事業計画の変更であり、今度は総事業費、要は、県と国とかそういったところに出している実施計画書の見直しをしなくてははいけないんです。

ただし、先ほどから言いますとおり、ずっと保留地から保留地なんです。

ということは、町がそれをもらって、もらってお金にしなくてははいけないんです。

それを誰がするかと言ったら町なんです。

それを高田の事業費の中に入れ込む、当然入れ込むことも可能ではないかなと思います。

当然そこだけを切るっていう工事は不可能です。

当然周りの工事も出てきます。

だから、そこの周りの工事も一体的に合わせてこの保留地を今の現状の山の高さではなく、この低さに抑えてくださいよっていうのが、今、うちの方が高田の方に、申しつけてるところでございます。

だから、高田の中の方で、保留地は保留地です。

この計画高を幾らに落とすかっていうのは、事業計画の中には、あたらないといえば、あたるのかあたらないのか、微妙なところでございます。

ただし、その資金のところについては、その中に補助事業は投入できません。

当然保留地ですので宅地造成なんで、国費は投入できません。

その分も合わせたところで、どうしてもあの周りの工事も合わせて工事をしてしまうと、そこで事業費も少し稼げる。

といったところの試算ができたんで、何とかこの方法で進められないかなっていうのが、今検討材料で高田の方にはお話をしているところでございます。

当然、県の事業ですので県の方が乗かってこないと、なかなか難しい話ではございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だからね、私が言ってるのはね、大変いい計画かもしれないけどね、その資金大興、その資金の問題含めてね、可能性がね、あるのかどうかっていうと、かなり厳しいんじゃないかなと私思ってるんですね。

その辺を担当課としてね、3Dまで作ってね、やってるわけだから、可能性を私は聞いとるわけですよ。

その保留地の変更変更じゃないと、そういう問題じゃなくて、実質出来るか出来ないかというふうなの論議ですよ。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、事業費の今度は話でございます。

資金大興っていう工事の手法は聞いたことあるんですけども、どなたが資金大興するのかな。

する方法としたら、この工事を債務負担で行いまして、例えばの話です。

2年、当然切土のボリュームがでかいんで、単年度では間違いなく終わりません。

で、しかもそこの切土をする為には、下の擁壁を先につがないと工事的には無理でございます。

そこのところもありますので、後期のほうでは単年度ではできませんので、2年乃至3年、やり方としたらもうプロポーザルか、県の方しか工事は出来ないんですけども、

国際間取引っていう形で、これを、国際的に工事をします。

それで、業者さん手を挙げてください、要は国際的なプロポーザルと同じでございます。

これも県は今数本は行ってる経験がございます。

だから、そういったところ当然その中には、国費も補助対象部分も、当然含まれてきますんで債務負担行為で2年なり3年なりって行うのが1番ベストな方法ではないかなど。

この事業をどっかの公社なり、どっかの業者さんが引き受けてくれればそれでもいいのかもしれないんですけども、それを、丸々委託という形しかないと思います。

高田事業を今全部やめて、どこかに、PFIで行ってくださいっていうところであれば、全てを今の県の委託をやめてPFIに切り替えることができますけども、県の事業として行いながらのPFIというのは非常に無駄がございます。

だから、今、うちの方、県の方で考えてるのは、プロポーザル方式なり、国際間取引の中の工事の中で出来ないかというのは考えてございます。

以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると、そういう方向で今進んでいるというふうに理解をしていいということですね。

あの、私はね、実質ね、やはりもう今プロポーザルにしても、その資金大興といったのはね、業者さんが結局肩代わりしたり、どこが金出すかというところですから、これを出すところはね、これは地域によってね、なかなか難しいと思うんですね。

だから、もう回答は要りませんが、その辺は慎重にね、考えて進んでください。

せっかく3Dまで作ったわけだから。

もったいないですからね。

それだけです。

○委員長（河野龍二委員）

はい、松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、すいません、追加でちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

この今ちょっとお話をした3D画像作ってまで、何とか早く終わらせたい、この気持ちは、早くここを、地権者の皆さんに返したい、もうこれだけなんです。

その中で、果たしてこれが、これでいくんだねって言われれば非常に困ります。

今、竹中議員さんが言われるとおり、財政力があって、すれば、今すぐでもとっかかりたいです。

ところが、高田だけのお金じゃないんです。

西高田線もしなくていけない、今問題になってる、図書館の話もそうです。

福祉もそうです。

そういったところの財政的な、資金計画を見ながら、これに踏み切れるかどうかというの、現在、財政と話をしながら、ここ進めております。

だから、今の時点で、これを進めれるかどうかというのは、ちょっと難しいところでありましてけれども、当課としたら、何とかここ、高田南を早く終わらせたいという気持ちで事業を進めてるという方向で、捉えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

はい、竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それはね、勿論私もよくわかっておりますのでね、計画自体もね、慎重に考えてやっていただきたいと。

今、課長が言われることは十分理解できますので、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、他に質疑ありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で20分まで、2時20分まで休憩いたします。

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本会議で付託を受けました、議案第47号、長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

こんにちは。

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、交付される個人番号の通知カード及び住民基本台帳カードに変わって、交付される個人番号カードの再交付手数料について新たに規定するものです。

手数料額は、国から示されている、通知カード500円、個人番号カード800円の再交付手数料相当経費と同額としています。

施工日は、平成27年10月5日としておりますが、但し、通知カードに関する分、すいません、間違えました。

個人番号カードに係る分については、平成28年1月1日からとしております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

はい、それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

それでは、質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的なところでお伺いします。

これまでは住民基本台帳っていうカードが、あったわけですね。

これが、当然このカードが、変わる形にはなりますよね。

その場合は、具体的にこのちょっとこの文章上で見ると、再交付手数料というふうな形になりますけど、これはあくまでもカードを紛失したときの再交付手数料、っていうふうな形で見ていいものなのか、住民基本台帳カードから、個人番号カードに再交付するときのカード手数料というふうな形で見ていいものなのか。

このところをちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

今回お願いしております再交付手数料につきましては、実際にカードを紛失等した場合の再交付の手数料でございます。

ですから、住基カード、本来今あります住基カードと今度できる個人番号カードの併用ができませんので、個人番号カードを交付する際には、今までの住基カードは、返還してもらうこととなります。

ですから個人番号カードとか個人番号の通知カードを紛失等か使えなくなった場合に、改めて再交付をした場合の、交付手数料になります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これもっと基本的なところお伺いします。

そもそもこの今度の個人番号カードの交付ってというのは、事前に通知カードを交付する。

そして、それをもって、個人番号カードに変えるというふうな形の仕組みで行うわけですね。

ここらあたりもちょっと含めて、今度の流れを少し説明していただきたいというふうに思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○住民課長（西平隆邦君）

報道等で流れてますように10月5日に、今回の、番号法の施行があります。

始まりますので、それ以降に、個人番号通知カードが、住民票を持っている全ての住民に対して送付されます。

それからその送付、通知カードと一緒に、個人番号カードの申請用紙も一緒に同封されますので、その申請書で、個人番号カードの交付申請をいたします。

それが交付番号カードの交付が、来年の1月1日以降になります。

一応、ですからその後、通知カードの場合は一斉に送付されて受け取った後の紛失等の再交付になりますし、個人番号カードについては、交付申請をして番号カードを受け取った後、紛失した場合等の再交付における手数料になります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

このところもちょっと、ここら辺も少しわかりにくいんで、通知カードの中には既にその個人番号が表示されているんですかね。

そこら辺がちょっと確認させていただきたいのと、この紛失の時の、再交付手数料ということですが、いわばその情報漏えいの問題で非常に今こういうところはですね、何でしょう、多くの人が心配をしてる中で、単に郵送だけでですね、その通知カードが安全なのかというところが非常に心配になるんですけども。

ですから、この番号、個人番号そのものはもうこの通知カードの時には、まず、通知されてないと、いうふうな形で確認させてもらってよろしいでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○住民課長（西平隆邦君）

今回の数値カードにつきましては、氏名、住所、生年月日、それから、おっしゃるとおり、個人番号、すいません、性別の5項目が表示された、紙製のカードになります。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

じゃ、既にその通知カードの中に私なら私の個人番号というのが既に明記されてるわけですたいね。

それがこう、全世帯に送付されるってなると、非常に心配じゃないかなと。

実際その家に届いたのかどうなのかという部分の確認だとか、そういうのはどうされるんですかね。

例えば、第三者じゃ、その本人じゃない方が、そのカードを持ってきて、個人番号を作るというのも可能になるわけですよ。

そういうものはどういうふうの確認をされるのか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

課長。

○住民課長（西平隆邦君）

個人番号通知の送付につきましては、簡易書き留めで、各世帯の世帯主宛てに、転送不要で送付されます。

ですから受け取りについては、まず家族以外、受け取りができないことになっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員（竹中悟委員）

了解しました。

あと、個人番号カードの場合の今後の活用ですね。

今住基、これまで住基本台帳カードで、自治体でも住民票がとれるだとかがありましたけども、今後、そもそも、じゃ基本台帳カードで何ら問題なかった部分が、個人番号カードに変わるという部分では、どういうふうな活用方法があるのかですね、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

はい、課長。

○住民課長（西平隆邦君）

個人番号カードの活用につきましては、住民課としては、これを機会にコンビニ交付等を今現在検討して、準備を進めて、最終的な、準備して町長の了解をいただければ、それに向かって進みたいと考えておりますけれども。

あと、本来の社会保障とか、全員、あとは、災害関係で、一応国の方は活用を考えておりますけれども、その辺につきましては住民課の方では所管しておりませんで、ちょっと説明できません。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長と交代いたします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、他に質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません、この交付手数料の分は理解できたんですけども、今、おっしゃっていたその発行して使う分に、ごめんなさい、発行して今からこう色々使うに関わって、新聞報道等で周知がずっと遅れてるので、なかなかこう、いろんな面に利用していくって。

例えば銀行口座とかってでてるんですけども、そのあたりの周知というのはどんなふうな形で行われるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

今回、通知カードを全世帯に配る、全員に配るということで、それに伴って、利用するのがその原則社会保障、先ほど言いました税、それと災害関係については、無条件に使えるっていうことになっております。

あと民間に使う分につきましては、今後、国の基本としては何か将来的には使うようになってますけれども、ただ、具体的にいつからどうするっていうのは、まだ、国の方から具体的なやり方というのはまだ出てないところでございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

よう分からんとですけども、通知カードと個人番号カードちいうとは別物ですか。

通知カードを頂いて、申請、そして、個人番号カードをまた貰うんですか。

○委員長（河野龍二委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

通知カードは先ほど申しましたように紙製で、先の5項目の表示された紙製のカードで、10月以降、送付されます。

個人番号カードが、ICチップを内蔵したプラスチック製のカードで、それに先ほど申しました5項目に顔写真がプラスして、要するに個人確認の運転免許証とか住基カードと同じような形の扱いになります。

ですから、要するに申請の時はその写真等付けて申請する形になります。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それは、個人の都合でどっちでも持つってでもよかちいうことですかね。

○委員長（河野龍二委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

はい、個人番号カードの申請は一応任意にはなっておりますけども、今後、国の方が想定している活用が世の中が進んでくるとどうしてもカードは必要になってくるんじゃないかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

いいですかね。

それでは、質疑を終了したいと思います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうも疲れ様でした。